

日立市立助川小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条第一項より抜粋）

I はじめに

いじめ問題は、子どもたちの健全な生活の大きな障害となるだけでなく、重大事案になれば心身の健康を冒し、命の危険にも関わってくる今なお学校現場の重大な課題の1つである。そこで、文部科学省では、いじめ防止をさらに推進するため、平成29年3月に「いじめ防止対策推進法」の改定が行われた。それに伴い、助川小学校においても「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。

すべては子どもたちが安心して健全な生活を送れることを願い、改めて助川小学校のいじめ防止基本方針をここに策定する。

II 本校のいじめ防止基本方針（第三条）

本校職員は

- 1 安心できる学校生活を保障するため、いじめ防止等に努める。
- 2 全ての児童に対し、いじめの理解が深まるように努める。
- 3 保護者、地域等と連携しながら、いじめ防止等に努める。

※ いじめ防止等とは、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対処のこと（第一条）

III 本校の取り組み

1 本校におけるいじめ未然防止

○ 温もりある学校・学級づくり → 自己有用感の高揚と共感的理解の促進

- ・話し合い活動、学級活動の充実（SGEの積極的、継続的活用）
- ・協同的活動の工夫（いじめの起こりにくい環境づくり）
- ・児童の活躍できる場の設定

○ いじめをしない、させない、見逃さない児童生徒の育成

- ・道徳教育の充実
- ・教育相談の充実
- ・地域行事への積極的な参加

○ 保護者・地域との連携の強化

- ・いじめ防止基本方針の発信
- ・地域コミュニティとの共催事業の実施
- ・積極的な学校公開

2 早期発見のために

○ アンケート調査や個別面談の実施

- ・アンケート調査の定期的な実施による児童の実態把握
- ・個人面談、チャンス相談、教育相談員による教育相談による児童の実態把握

○ 保護者・地域との連携

- ・相談しやすい体制づくり
- ・連絡帳、電話、家庭訪問による保護者との情報交換
- ・地域コミュニティとの情報交換

- ・各種たよりによる情報の発信
- 教職員の共通理解
 - ・生徒指導会議、ケース会議の実施
 - ・生徒指導の体制づくり

3 いじめに対する早期対応

いじめの連絡、相談を受けた場合等、いじめを発見した場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止等の、対策のための組織」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

(1) 被害者の保護

- ・いじめられている児童の保護を第一とする。
- ・全職員による被害者の心のケアに努める。
- ・すぐに家庭との連携を行う。

(2) 実態の把握

- ・被害者、加害者、及び周辺の児童から十分に話を聞き、いじめの事実の確認を行う。

(3) 加害者への対応

- ・加害者に対して、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ・いじめの再発を防ぐ支援を行う。
- ・保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明と被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行うなど協力して対応する。

4 重大事態への対処

重大事態とは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときである。また、児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときである。

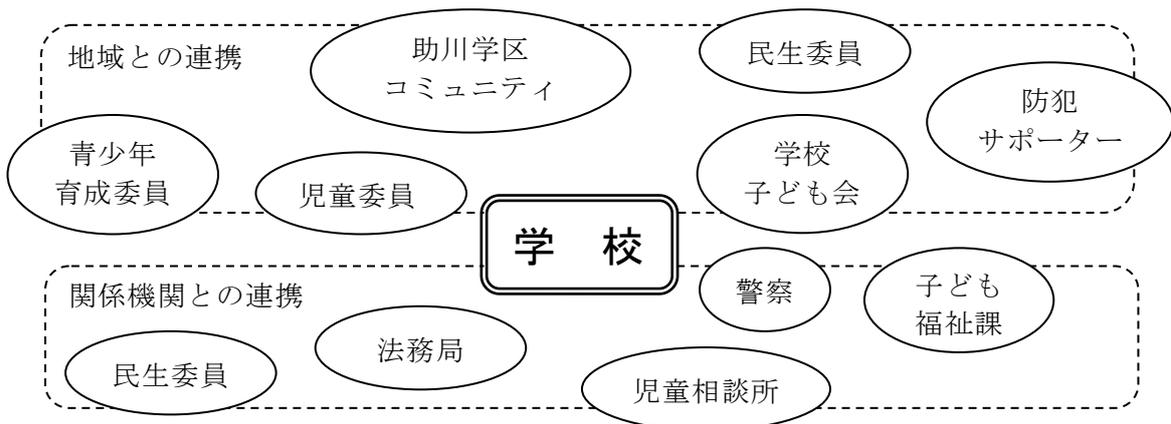
(1) 速やかな報告

- ・教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。

(2) 組織での対応

- ・いじめ対策委員会を組織し、いじめの背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかななどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その際、被害者・保護者に調査方法の説明を行う。その調査結果については、教育委員会へ報告する。（第二四条、第三〇条）

5 関係機関等との連携

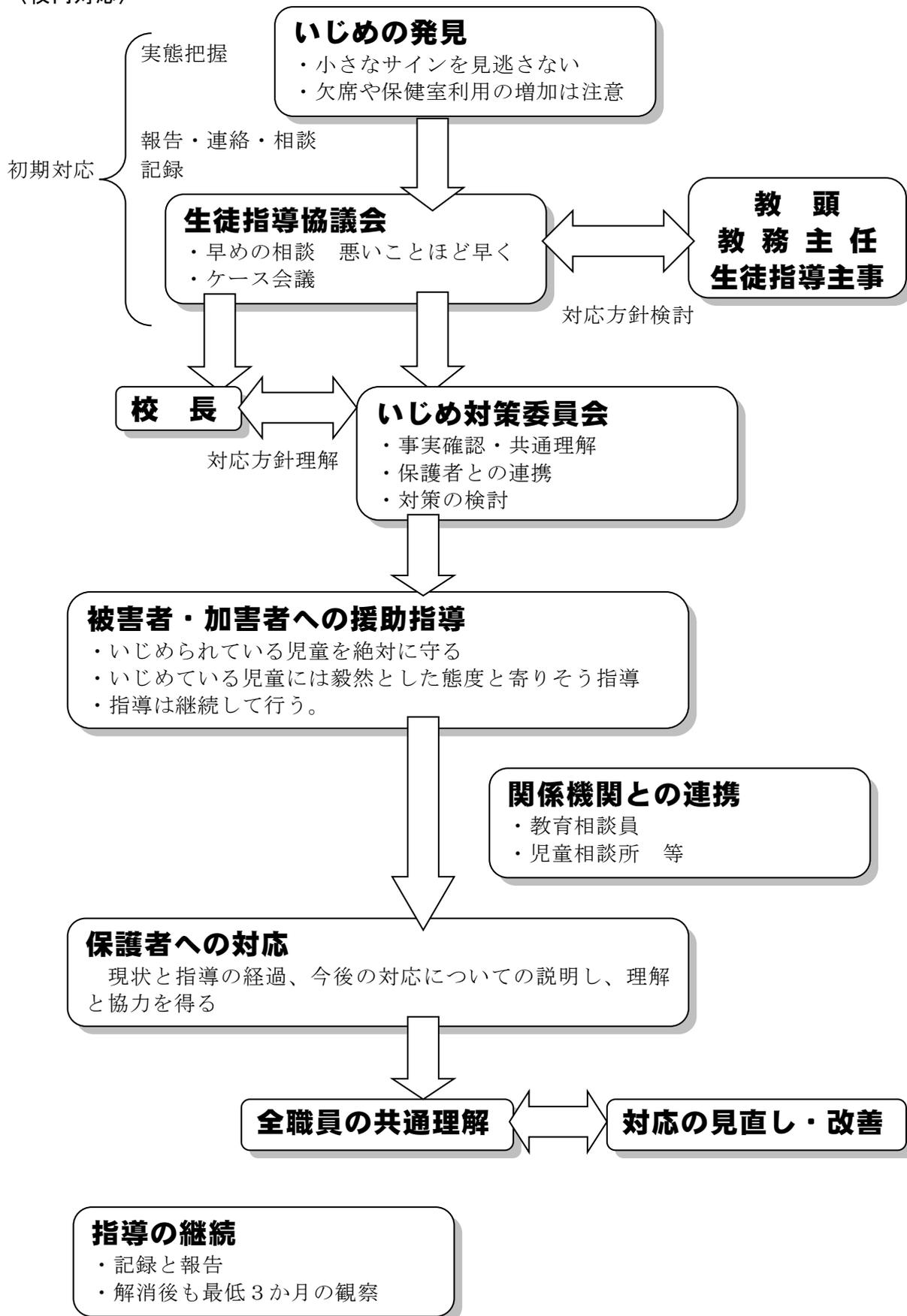


6 教職員研修の充実

- (1) 実践的研修
- (2) 事例研究
- (3) インターネットなどの情報モラルの理解

IV 助川小いじめ対応マニュアル
 〈校内対応〉

実態把握 報告・連絡・相談の初期対応 記録



〈重大事態に対する対応〉

